

## 理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会（以下「この法人」という。）理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年7月22日理事会議決)

(別表)

理事の職務権限

決裁事項		
項目	決済権者	
	会長	代表理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事	○	
契約の締結	○	
一件税別20万円以下の契約に基づく支出(30万円超は理事会承認)	○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出(旅費交通費等)		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円以上の支出	○	
研修会等事業の実施に関する事	○	
会費に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事	○	
渉外に関する事	○	
福利厚生(役員含む)に関する事	○	
金融機関を指定すること	○	
寄附に関する事	○	
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	
外部に対する文書発簡(重要なもの)		○